

令和6年度共同募金による令和7年度柳井市地域助成申請募集要項

〔公募〕

皆さまからお寄せいただいた赤い羽根共同募金を地域福祉推進のために活用することを目的としています。地域性の高い団体が行う地域福祉の増進を目的とした活動が対象となります。

助成対象となる活動

- **地域から孤立をなくすための活動**
例) 見守り活動、高齢者宅訪問活動 等
- **子どもの生活と子育てを支援するための活動**
例) 子どもの登下校の見守り活動 子どもの学習支援活動 等
- **障がい者の就労と地域生活を支えるための活動**
例) 障がい者や家族が集うサロンの開催 等
- **高齢者の地域生活を支えるための活動**
例) 高齢者ふれあい交流事業の開催 等
- **地域福祉を推進するための活動**
例) 地域住民による支え合い活動、福祉講座の開催 等
- **災害対策のための活動**
例) 避難訓練の実施 等



対象とならない活動

- 当該活動が、営利活動や、政治、宗教等の運動のための手段として行われるもの。
- 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。
- 介護保険事業として行われるもの。
- 申請時点で活動実績のない団体（次年度に設立・事業開始を予定している団体等）。
- 活動が市町をまたがり広域実施される場合は、県域助成の対象となります。

対象団体

地域福祉の推進を図るための社会福祉活動（以下、「地域福祉活動」という。）および更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施する団体（国及び地方公共団体が設置もしくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で、下記事項に合致する団体を助成対象とします。

- 法人格の有無は問いませんが、団体の規約等を備えていること。
- 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体等から独立して運営されていること。
- その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら積極的に公開できること。
- 活動計画、予算、決算等が整備されていること。

1. 助成対象

	<p>助成対象経費</p> <p>助成による活動を実施する上で必要な経費を対象とします。団体の維持・運営のための費用でなく、あくまでも助成の対象となった活動を実施する上で必要な範囲の経費とします。</p> <p>他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした活動費は対象外です。</p> <p><u>助成決定前に支出が行われている経費については助成の対象となりません。</u></p>
2. 助成金額	活動経費の90%以内とし、5万円を上限とします。(千円単位)
3. 申込期限	令和6年9月2日(月) ~ 令和6年10月31日(木)
4. 申込方法	<p>申込は原則一団体一申請とします。</p> <p>申込期日までに地域助成申請書〔公募〕及び添付書類を提出してください。</p> <p>提出先 柳井市共同募金委員会 柳井市南町三丁目9番2号(柳井市社会福祉協議会内)</p>
5. 申し込みに係る添付書類	<p>(1) 申請に係る活動の収支計算書(様式)</p> <p>(2) 規約又は定款</p> <p>(3) 団体の令和5年度事業報告及び決算書</p> <p>(4) 備品等に係る支出が、活動全体の半分以上を占めている場合は、そのカタログ及び見積書</p>
6. 助成対象活動時期	令和7年度(令和7年4月1日~令和8年3月31日)
7. 審査・決定	<p>助成の決定は、柳井市共同募金委員会審査委員会の審査を経て柳井市共同募金委員会で決定されます。</p> <p>審査では、場合により活動内容の聞き取り調査等を行うこととしておりますので、対応いただけるようお願いいたします。(事前にご連絡いたします。)</p> <p>また、助成額は、10月1日から3月末にかけて展開される共同募金運動の募金実績額及び審査結果により、減額や否決となることがあります。あらかじめご了承ください。</p>
8. 申請される方へのお願い	<p>共同募金は、皆さまのご協力により集まった募金が財源です。</p> <p>共同募金の助成を受けて行われる福祉活動を地域の皆様に十分ご理解をいただくとともに、助成を受けた団体自らも募金運動へご協力いただきたいと思います。</p> <p>どうぞ、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p>

